



第5部

地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要

(1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

(2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表5-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業 ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	障害児等療育支援事業	
任 意 事 業	訪問入浴サービス事業	
	日中一時支援事業	
	自動車運転免許取得助成事業	
	自動車改造助成事業	
	生活支援事業	
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	点字・声の広報等発行事業	
	奉仕員養成研修事業	

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

○療育相談会および啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が一般の人々と同様に社会生活を営み、その能力を活用できるように支援することを目的として、

- ・啓発事業（障害者団体への補助）
- ・障害者ナイスファミリー育成事業（地域に根ざした福祉活動事業に対する補助等）
- ・音楽ふれあい療育等事業（音楽療法、水泳療法）

について、事業補助を行なっています。

○国の定める障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者（児）が製作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に市役所に展示し、公開することによって、障害のある人に対する理解と啓発を図っています。

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、前記イベント等をはじめとする障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

○メンタルヘルスサポーター研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施しています。

○委託事業として、富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を実施しています。

○富山市地域精神保健福祉協議会による心の健康づくり講座を実施しています。

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人、障害のある人や児童の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情

報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになることをめざします。障害者相談支援事業は、市内の2事業所（セーナー苑、自立生活支援センター富山）に委託して実施しています。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を基幹相談支援センター（富山市障害福祉センター内に設置）に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を支援し、障害のある人の地域生活を支援します。

(4) 成年後見制度

① 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

① 第3期計画と実績

過去3年間の市の成年後見申立て実績は、計画を上回って推移しています。

表5-2 成年後見制度申立ての第3期計画と実績

単位：件

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 件 数	3	8	4	5	4	6

② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、表5-3のとおりとします。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の普及に努めます。

表5-3 成年後見制度申立て利用見込量

単位：件

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 見 込 量	6	6	6

② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① 第3期計画と実績

この事業は、平成24年度までコミュニケーション支援事業という名称で実施されてきました。その計画と実績は、表5-4のとおりです。医療行為の円滑化を図るため、重度の障害のある人の疾病等による入院時に、発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分図れない場合、本人との意思疎通に熟練した人の医療機関への派遣を、平成26年度から実施しています。また、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。

表5-4 コミュニケーション支援事業の第3期計画と実績 単位：人/月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者派遣事業利用者数	32	27	33	28	34	28
要約筆記者派遣事業利用者数	6	1	8	1	10	1
合 計	38	28	41	29	44	29

② 見込量

見込量は、過去の実績から算出しました。

表5-5 意思疎通支援事業の見込量 単位：人/月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業利用者数	28	28	28
要約筆記者派遣事業利用者数	1	1	1
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用者数	1	1	1
手話通訳者配置者数	1	1	1
合 計	31	31	31

③ 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾啞福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進するとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員など、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成研修や、専門性の高い意思疎通支援を行う人を派遣する体制の整備に取り組めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

① 第3期計画と実績

日常生活用具給付件数の第3期計画と実績は、表5-6のとおりです。ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表5-6 日常生活用具給付件数の第3期計画と実績 単位：件／月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	4	3	4	2	2	2
自立生活支援用具	5	6	5	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	6	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	7	8	6	6	6
排泄管理支援用具	650	670	650	775	775	775
居宅生活動作補助用具	2	1	2	2	2	2

表5-7 日常生活用具利用実績（平成26年3月）

種 目		利用件数 (件/月)	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1	下肢・体幹
	特殊マット	1	
	入浴担架	1	
	体位変換器	1	
	訓練用（児のみ）	1	
自立生活支援用具	入浴補助用具	1	下肢・体幹
	便器	1	
	頭部保護帽	2	平衡機能・下肢・体幹
	T字状・棒状の杖	2	
	移動・移乗支援用具	1	
	火災警報器	1	障害種別に関わらず火災発生 の感知・避難が困難な人
	自動消火器	1	
	電磁調理器	1	視覚
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	聴覚
在宅療養等支援用具	透析液加温器	1	腎臓等
	ネブライザー（吸入器）	1	呼吸器等
	電気式たん吸引器	2	
	盲人用体温計（音声式）	1	視覚
	盲人用体重計	1	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1	音声・言語
	情報・通信支援用具	1	上肢・視覚
	点字ディスプレイ	1	盲ろう・視覚
	点字器	1	視覚
	点字タイプライター	1	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1	
	視覚障害者用拡大読書器	3	
	盲人用時計	1	
	聴覚障害者用通信装置	1	聴覚
	聴覚障害者用情報受信装置	1	
	人口喉頭	1	喉頭摘出者

種 目		利用件数 (件/月)	対象者
情報・意思疎通 支援用具	ファックス（貸与）	1	聴覚・音声・言語障害で電 話では意思疎通困難者
	点字図書	1	視覚
排泄管理支援用 具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	668	ストーマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ 等衛生用品	108	高度の排便機能障害者、脳 原性運動機能障害かつ意思 表示困難者
	収尿器	1	高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補 助用具	住宅改修費	2	下肢・体幹・乳幼児期非進 行性脳病変

② 見込量

計画期間の見込量は表5-8のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表5-8 日常生活用具給付件数の見込量

単位：件/月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	775	775	775
居宅生活動作補助用具	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、視覚に障害のある人は、同行援護を利用することになっています。

① 第3期計画と実績

移動支援事業の利用者数は計画を下回っていますが、利用延時間数は計画を上回ってい

ます。

表5-9 移動支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人)	35	29	40	35	45	38
利用延時間数 (時間/月)	105	119	120	136	135	153

② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のように算出しました。

表5-10 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)	43	49	56
利用延時間数 (時間/月)	173	195	220

③ 見込量の確保策

移動支援事業の広報に努め、障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しなかったところが該当します。

① 第3期計画と実績

地域活動支援センターの利用者数は計画を上回っていますが、利用延時間数は計画を下回っています。

表5-11 地域活動支援センターの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事 業 者 数 (か所)	14	12	14	12	14	11
利 用 者 数 (人)	383	433	385	412	388	380
利用延時間数 (時間/月)	3,830	3,182	3,850	3,050	3,880	2,848

② 見込量

地域活動支援センターの見込量は、第3期計画期間の実績をもとに算出しました。

表5-12 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業者数(か所)	11	11	11
利用者数(人)	357	336	316
利用延時間数(時間/月)	2,706	2,571	2,442

③ 見込量の確保策

地域活動支援センターについては、見込量を確保できると考えます。

(10) 障害児等療育支援事業

在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。障害児等療育支援事業は、富山市恵光学園において実施しています。

③ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 第3期計画と実績

平成26年現在、訪問入浴サービス事業の提供事業所は5か所ありますが、利用者はあまりいません。訪問入浴サービス事業の利用者の多くが、介護保険による利用と考えられます。

表5-13 訪問入浴サービス事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	5	4	5	5	5	5
利用者数(人)	5	5	5	7	6	7
利用延回数(回/月)	15	14	15	15	18	17

② 見込量

訪問入浴サービス事業の見込量は、表5-14のとおりとしました。

表5-14 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	5	5	5
利用者数(人)	8	9	11
利用延回数(回/月)	19	21	23

③ 見込量の確保策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障害のある人に日中活動する場を設ける事業です。

① 第3期計画と実績

日中一時支援事業の実績は、計画を上回った数値で推移しています。

表5-15 日中一時支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	30	33	31	50	31	50
利用者数(人)	210	254	235	227	260	281
利用延回数(回/月)	580	677	655	745	730	841

② 見込量

平成24年度から平成26年度の利用実績等を参考に、表5-16のとおりの見込量としました。

表5-16 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	52	52	52
利用者数(人)	298	316	335
利用延回数(回/月)	942	1,055	1,182

③ 見込量の確保策

平成26年度現在、日中一時支援事業提供事業所は50か所あります。放課後等デイサービスの利用者のニーズも見極めながら必要量の確保に努めます。

(3) そのほかの任意事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の任意事業として実施します。これらの事業については、ニーズに応じて支給あるいは実施します。

○自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

○点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

○奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

表5-17 そのほかの任意事業の第3期実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	0	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	1	13	12
生活支援事業	利用者数(人/月)	267	267	267
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	開催延回数(回/年)	556	536	546
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	25	25	25
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	100	100	100